

A42 分院を開設するためには、個人ではなく、医療法人である必要があります。

【解説】

個人の場合には、医療法第12条により、病院・診療所等の開設者である個人は自らその病院・診療所等を管理しなければなりません。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合には、2ヶ所以上の病院・診療所等を管理することも可能とされています。そのため、個人の場合には、原則として分院を開設することは難しいと考えられます。

医療法人の場合には、医療機関ごとに管理者を置くことができれば、分院を開設することが可能です。分院を開設するために、都道府県知事に対し定款変更の認可申請を行います。認可されれば、通常の場合の病院・診療所等を開設する時の手続きを保健所・地方厚生局に対し行います。